

第18回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年10月25日（水） 午後1時30分～午後3時10分
- 2 場 所 湯河原町役場 第2庁舎 3階 第1～第3会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外7名（欠席2名）
出席を求めた農地利用最適化推進委員 2名（欠席1名）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。定刻となりましたので第18回農業委員会総会を開催したいと思います。 また、10月16日、17日に関しまして、草寄せ耕うん作業、色々ありがとうございました。 また、10月20日の熱海市農業委員との情報交換会につきましても、ご出席された皆様、ありがとうございました。 それでは会長挨拶をお願いします。
議長	みなさん、こんにちは。お集まりいただきましてありがとうございます。草寄せ耕うん作業、ご苦労さまでした。今まで頑張っていたき、完了することができました。 また、明日は、朝も種まきとなっていて、それについてもご協力をお願いしたいと思います。 色々、これから農業委員会の農業委員会活動推進大会がございます。皆さんがこれからミカンに携わり始まる時期で、お忙しい中だと思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。 これからミカンの時期になりますが、営農活動にも頑張っていたいただければと思います。 それでは本日の議事録署名委員を指名でございますが、8番委員と9番委員をお願いいたします。 それでは、議案に移りたいと思います。 日程第1議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局	農地法第3条の規定による許可申請書審議について、日程番号1、議案番号48、権利設定は所有権移転です。 7月に譲渡人・譲受人が1回提出された農地法第3条審議した案件と同一人物であります。 今回、譲渡人の方から、自分がまた畑の管理が困難であるため、親戚である譲受人へ耕作のお願いとしたいことで申出が出てきております。 譲渡人は湯河原町宮上[]氏で、譲受人は湯河原町宮上[]氏です。申請地は[]、同[]、同[]、合計面積は87.11㎡でございます。 お手許右側の資料、申請書の7番の地図をお開きください。オレンジライン下、前回審議していただいた縦線の右部分になります。 営農計画書等の添付書類がありますが、前回7月の時に増えた面積にプラスアルファとして、今回の農地法第3条の申請です。現地の写真等を添付してあります。事務局からの説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それでは現地調査を行いました7番委員、調査結果をお願いします。
7番委員	日程番号1、議案番号48、農地法第3条の規定による許可申請書審議のために、現地調査を行いました。 調査日といたしまして、令和5年10月14日に調査員主務者7番委員、従務者5番委員、第1区域担当委員の3名で行いました。 調査地番といたしまして、[]、[]、[]の合計87.11㎡で、場所といたしまして、湯河原小学校裏、分岐から200メートル程西側に行った北側斜面で、車の走行が可能な道幅となっております。調査地の現状といたしまして、現地は若干の雑草が見られるものの、柑橘類の植栽もされており、農地であることが確認できました。以上です。
議長	ご苦労さまでした。それでは質疑に入ります。 只今の説明につきまして、何かありますか。よろしいですか。無いようですので、それでは採決を取りたいと思います。日程第1議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について、許可してよいか賛成の方は挙手をお願いします。
全員	(挙手全員)
議長	全員賛成、この件につきましては、許可とさせていただきます。 日程第2議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局	農地法第3条の規定による許可申請書審議について、日程番号2、議案番号49、権利設定は所有権移転です。 譲渡人は神奈川県横浜市[] []氏で、譲受人は湯河原町[] []氏、農業従事日数は年200日、農作業従事者1人、通作距離は車で4分程度です。申請地は[]、台帳及び現況地目は畑、1,361㎡でございます。 まず、相続が発生し現在の譲渡人の所有になっておりますが、この譲渡人の祖父にあたる[]の子である[]氏と[]氏がいて、[]氏の娘が譲渡人になります。 []氏の娘が譲受人の[]氏になります。当時、[]氏の相続の際、それぞれの畑を遺産分割協議し、申請地を譲渡人の[]氏が相続し、さらに譲渡人が相続したが、町外へ転出し結婚されており、現地の畑を耕作することが困難なため、親戚である譲受人に農地を譲り渡すものを理由としております。 地図上ですと、お手許右側の許可申請書一式の6ページのA3見開き、中央少し下側に、ゆがわら天保山ふれあい農園、あるいは右側の方に兎沢の分譲地を配置し、中央部分の道路を通り申請地に向かうことができます。 7ページにつきまして、通作経路図として、譲受人の自宅から申請地までとなっております。 14ページには、左上の写真の影が差している左側が農道となっております。そこからスロープで上がるような形の農地になり、1段目あから4段目という形で、それぞれの梅林がある状態でございます。 左下の4段目について、写真の奥の方に見えますのが建物で、現地の南側になります。住宅に接しております。横長の土地を利用して、梅林を手入れし、営農計画書には耕作計画を記載してあります。 13ページ及び15ページには、農業に従事している証明書が添付され、湯河原町[]氏、譲受人の叔母にあたり、2ページおめくりください。 15ページには、湯河原町[]氏からの証明書を添付してあります。[]氏は川堀在住で、この譲受人とは関係ない方であり、元農業委員会委員であり。現在も畑を耕作しております。 残りの資料につきましては、写真等は事務局で用意したものです。事務局からの説明は以上でございます。
議長	それでは現地調査を行いました1番委員、調査結果をお願いします。

1 番委員	日程番号 2、議案番号 49、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議のために、現地調査を行いました。 調査日は令和 5 年 10 月 16 日に眺望ガーデンの草寄せ終了後、従務者 10 番委員、第 3 区域担当委員の 3 名で行いました。 申請地は 7 ページで、自宅からとなっていますけど、鍛冶屋方面からですと、小型産業の前の道路から入ると町の用留配水池に当たります。それから、少し入ったところになります。 畑は 4 段になっており、1 段目、2 段目、3 段目、4 段目を全部梅が植わっております。草を綺麗に刈って、約 30 本位、植わっているのではないかと。頑張って耕作しています。 譲渡人が耕作できないため、■■■■ 氏の■■■■ 氏の娘である譲受人へ所有権を移転したいと。譲受人は叔母さんの■■■■ 氏と一緒に、よく草刈り、剪定をし、ブルーベリーとかやって、頑張っている印象を受けました。■■ 歳で若くて、今後、荒らしてしまう人は荒らしてしまうけれども、綺麗な段で梅を植えている農地を荒らされないため、譲受人へ耕作をお願いしてもいいと思います。以上です。
議長	ご苦労さまでした。それでは質疑に入ります。 只今の説明につきまして、何かありますか。 私から一言、よろしいですか。 今回、1361 m²を取得しようと。 譲受人は職業・自営業で、畑を手伝っている。非農家の方は農地を取得する時、4 月 1 日からは農地の取得の下限面積が撤廃されたので、1,361 m²の面積は問題ないと思いますが、他に農地法の 3 つの要件が作られています。この中に含まれてるところあると思いますが、全部。 土地を効率的に使いなさい。使ってくださいとか、常時従事しないさい。常時年間 150 日以上或いはそのその面積であった日数だけ。でなくてもいいと思うのですが、その土地を実質、管理のために必要な日数は従事してください。或いはその地域の周りの農地とその調和するように、例えば、すぐ隣が有機農業やっていて、取得した畑が、普通の栽培で、有機が農地にかかったら困っちゃう。或いはその逆があるかもしれません。自分が有機農業をやるんだけど、その周りに普通の農業をやっている人に迷惑を掛けることになるとか、そんな要件が明確にされた。 ちょっとそれがはっきり読めないっていうかな。ちょっとこの様式では不備というか、そういった農地法の改正に伴って、その改定されていない。若干の改正が必要だと思うのですが。そういったところでの申請に合っていないということ。今まで新規に参入される方は、いろんな農家となるその資格の基準があって町でも認めていると思います。令和 3 年施行されたのが、いや、去年の 4 月 1 日から、施行されたのですが、新規農業者資格認定要綱というのを作られて、これができる前は審査が曖昧だったのを、この要綱を作って明確にして、その認定に絡む人、参入を認めましょうということ

	で、どういう人が基準かという、認定農業者の元で1年以上の研修を受けた者。農業経営士のもとで研修を受けた者。経営耕地面積が30アール以上若しくは農産物販売金額が年間50万円以上で、年間150日以上自営農業に従事している農家の元で農業研修を受けた者。農地所有適格法人において農業研修を受けた者 神奈川県立かながわ農業アカデミーの生産技術科又は技術専修科課程を修了した者。かながわ農業サポーター。それから今つらつら申し上げた人と同等以上の知識及び技能を有する者。ということでそういう人を認めましょうよということでやってきたわけで、これで該当されて、就農された方もいらっしゃって、農業委員さんもその当時の方は、ご承知かと思われます。 そういった中で、この方っていうのは、この資格認定要綱に合致するのかというのはどうですか。
2番	この資料を見ますと、200日やっていると書いてありますよね。現在、3ページで年間150日以上との中で、この者は200日以上と書いてあるのでクリアしているものです。 それと、農業従事というか叔母の■■■■さんで昔、■■■■ですが結婚して■■■■になったのですが、この者と一緒になって教わっていると、一緒になってやっていますから、これも、私的にはいいんじゃないかと。会長が言われた。誰かに教わってね。やっているかどうか。
議長	今言われた内容はこの要綱の中では、自分が何日やっているかではなく、やっている人の元で研修を受けたということなので自分が何日やって、本当に何日かやっているとありますが、ここでは関係ない。これに該当しない。 ちょっと手元にその要綱がないんで、わかりにくいんですけども。
2番	ちょっと■■■■氏で、これ書いてあるけど違うか。
議長	これは認定要綱に合っていない。 自分が何日やっているか審議しているところだから、これに適応・・・審議していないから、逆に実は働いていないわけですよ。まだ、農家じゃないんだからね。 でもこれやってるのかもしれないけども。 役場に聞いたら、この認定要綱の第何条何号に適合したいか事前に聞いたが、その根拠は、そういった働いている人の元で研修を受けなさいということなので、そういうふうな。この申請書類には記載がない。だから、こういう人が一生懸命やってるわけ。 私もお話を伺って、こういう人がやってくれたらね。 もう、いいなと思うんですね。農地法の下限面積がなくて、農業やりやすくなって参入しやすくなったんで。一生懸命やってくださる方には、いいことで、現地見てもお話聞いても、いいなと思ったらいいなと思うところがございしますが、この町が作った要綱の中で、適用できるのかどうか。事務局、発言をお願いします。

事務局	今、会長がおっしゃるのはちょっと他の委員さんの手元になくて大変恐縮なんですけど、私の方でちょっと代読させていただきます。湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱ということで、今会長がいろんなお話をさせていただいています。 その中で認定基準第3条というのがございまして、その各号があるのですけれども、速読みで申し訳ございません。 湯河原町農業委員会（以下「農業委員会」という）は、農業経営に必要な農機具、農業用施設等を有している又は賃借等により用意することが確実である者で、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たし、研修先及び就農希望地域の農業委員の推薦を受けた者に限り、新規農業者として認定するものとする。ただし、第5号及び第6号に規定する者は、研修先及び就農希望地域の農業委員の推薦を、第7号に規定する者は、研修先の推薦を不要とするというのがあります。 第1号、認定農業者の元で1年以上の研修（年間150日以上農業経験をいう。以下「農業研修」という。）を受けた者 第2号、農業経営士の元で農業研修を受けた者 第3号、経営耕地面積が30アール以上若しくは農産物販売金額が年間50万円以上で、年間150日以上自営農業に従事している農家の元で農業研修を受けた者 第4号、農地所有適格法人において農業研修を受けた者 第5号、神奈川県立かながわ農業アカデミーの生産技術科又は技術専修科課程を修了した者 第6号、かながわ農業サポーター 第7号、第1号から第6号までの者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者と記載させていただき、先ほど1番委員から現場等のお話を受けた中で、[]さんほかの元で、この[]さんが、従事をしているという内容があり、ここの、私が読んでおります、第3号、経営耕地面積が30アール以上、若しくは農産物販売金額が年間50万円以上で、年間150日以上自営農業に従事している農家の元で農業研修を受けた者という方を1番委員が言われてるんでしょうか。 []さんがおばさんであり、農業従事者であり、その元で、[]さんが従事をしていた。今もやっている。 この第3条の認定の第3号にはそのように書いてありますけど。議長、いかがでしょうか。
議長	だけど、その様式の申請書が付いているのか。 この今言われた第3条の第3号、[]さん、30アール以上若しくは50万以上で、年間150日以上自営農業に従事している。
事務局	皆様のお手許にありますページ13の農業従事している証明書、[]が[]さんを従事していると証明書を添付しています。
議長	もう一回、言ってもらえますか。
事務局	ナンバー13。こちらで、農業に従事している証明書として、叔母である[]さんが[]さんをやっていますという表現をしてい

	る書面が付いています。
議長	それで議論するためによろしいっていうのは、皆さんちょっとお手許になくて恐縮でございますが、第3条の第3号、認定を受けるためには、別なその用紙が必要なんじゃないですか。資格認定要綱様式第3号、新規農業者認定推薦書っていうのがあって、推薦者があって、こういう人なんで、認定を受けるに値する者として推薦しますよっていうので、こういう書いてもらえれば様式になって、そこは必要なんじゃないですか。
事務局長	今おっしゃる通り皆さんからもお話もちょうと色々いただきました、認定要綱というのがございます。 その中の第3号の中で、新規就農者の方として受けられんじゃないかと事務局の方は対応しております。 議長がおっしゃる通り、それに対しての認定の申請書が出ていないということになりますよね。 申請の認定を農業委員会の方に諮った上で、新規就農者であるっていうのが農業委員会の中で認められれば、これについてはあと問題ないって話でよろしいでしょうか。
議長	その推薦書なり何なり、その書類を見てみないと何とも言えないな。ですね。この推薦者に関する事項で、いろいろね。経歴だとか、販売金額だとか。耕地面積だとか、それに日数とか等が書くようになっている。その書類が無い。 予め研修を受けるって、第3号の人が多いんですけど、学校はちょっと別にして、新たな研修をスタートする事前に、こういう研修をしますみたいな形でやるんじゃないかなかったですっけ。 研修の計画を立てて1年間やって、また1年間研修を受けて、時々、農業委員の人に様子を見に行っていていただいて、確かに研修やったねって言うんで、どんな仕事って、あらかじめ研修の計画みたいに立てれば。
事務局長	それがですね。認定要綱の中の1号の中で、認定農業者の元で、1年以上の研修を受けた者というもので、それに関しましては、農業委員会、農業委員会の委員さん、近辺の委員ですね、ちょこちょこ立ち会うという形だと思っております。
議長	3号の、150日、50万以上の農家で、事前の研修の計画を立てたり、そういうのをしていなかったでしたっけ。
事務局長	それが事務局としましては、農家の中で、研修を受けていればよろしいじゃないかというふうに解釈したものでございます。
議長	そうすると事前の申請はいらないんですね。 様式第3号の様式が無い。 ちゃんとそのこういった要綱みたいな、決まっていて、その第何号のその条文の何処に適合するってのをちゃんと考えてそれに必要な書類を整えて、申請を受理して農業委員会に諮る。 申請書は受理しているが足りないってことないよね。 だってここで、申請受理しちゃったら、これだってありませんよって、農家の人になろうかってこれからやろうとする人になかなか言いにくいですね。

	そんなことだったら、役場で先に指導してくれないんですかって。そろったら受理をするのは当然のことで、どうしてこういうふうになっちゃう。 だから、地域の人の推薦というか。認めてあげたいと思いますけれども。 この書類不備っていうのは、ちょっと如何ともしがたい。これ事前にこういった申請があつて、許可をする。この標準処理期間が、ないというふうなことでして。設定してないということは本当かなと思いますけど。 そうすると、例えばこれを継続審議みたいにして、書類が揃うまで。継続をしておいて、揃った段階でもう一回審議する。という方法もあると思うんですけど、いかがでしょうか。
議長	休憩いたします。
議長	再開をしたいと思います。 色々、どの基準でいくのかあるわけですが、もう一回確認しますが、この町の農業委員会新規農業者資格認定要項第三条の認定基準の第何号に、該当する申請だというふうに、事務局では思われているか。
事務局長	一応、事務局案といたしましては、第3号の方で考えております。
議長	そうすると。
事務局長	その。読み方っていうのもまた考えがいろいろあると思うんですが、事務局としては一応第3号と考えておりますが、その他、また、第7号に値するってことであればごめんなさい、これに関しましては皆さんのご意見をいただきたいと思っております。
議長	そうすると、第3号に該当するかどうかっていうのは、わかるような書類をつけていただきたいと思いますが付いていないですね。
事務局長	それに関しまして13ページ15ページの方で、農業者の方から意見をいただいておりますので、その書類をもって今回の議題を総会の方に出させていただきます。
議長	第3号の基準っていうのは、経営耕地面積が30アール以上若しくは農産物販売金額が年間50万円以上で、年間150日以上自営農業に従事している農家の元で農業研修を受けた者ということですから、この研修元って言いますか、この基準が販売金額なり面積なり、日数で明確に定められて、それを裏付けるような書類がこの認定要綱第3号に定められて。 これが付いていない。 これについてはどうですか。
9 番	申し訳ない。第7号の内容の説明していただけますか。
事務局	ゆっくり読みます。 第7号、第1号から第6号までの者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者以上です。

9 番	ありがとうございます。
議長	認定要綱は、ちょっと皆さんお手元がない。なかなか分からないですね。
事務局	ちょっとすみません。皆さん、お時間いただけませんか。コピーを持ってきますので、暫時休憩でよろしいですか。
議長	ちょっと若干休憩しますが、できれば、その他の方だけでも説明をお願いしたい。できますか。それではその他の方の説明をお願いしたいと思います。
事務局	その他に入ります。神奈川県農業委員会活動推進大会、11月10日、金曜日、海老名市文化会館でございます。 先だってから何回かお伝えしてある通り、11月10日、金曜日、大会の方、ご出席の方でご準備をお願いいたします。 当日につきましては、先月、マイクロバスをご用意させていただくということで、役場集合10時、こちらで逆算して1時会場に入るような形で考えております。 別途、お配りしております右側の方に置いたと思いますが、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんへという中ほどになりますけれども。ちょっとページを振っております。 令和5年度神奈川県農業委員会活動推進大会次第・役割分担という形で、開会の時間等書いてございます。1時開会となっておりますので、前に昼食及び会場の方へ入るように決めたいと思います。 役場の駐車場の方へお越しいただきます。 当日、もう11月10日になって寒くなっておりますので、正装という形でお願いします。できればネクタイ着用でお願いしたいところでございます。
事務局長	皆さんのお手元にありますこちらの農業委員農地利用最適化推進委員の皆さんへというような主旨で止められたものに関しまして私の方からご説明させていただきます。 11月10日につきましてはもう、海老名市の文化会館の方で行われるわけですが、この中でですね、その後ろに1枚めくっていただきますと、第1号議案という言葉から始まったものがあります。 こちらの方私の方でちょっと朗読させていただきまして、こちらに対して農業委員さんの皆さんから、意見があれば、聴取した上でですね、下の事務所内の方としては、下の方として提出したいと考えておりますので、ご意見ありましたら言ってください。 まず第1号議案であります。 地域計画策定の着実な推進に関する要望、神奈川県内においても全国同様高齢化、人口減少が顕著になっており、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が不足するし、農地が適切に運用されなくなる懸念が一層深刻になっております。 一方で都市的地域に位置する神奈川の農業は、農地制度や農業関連税制を活用しつつ、地域と調和のとれた発展が求められていますが、近年行われた案継承して、制度の創設や改正により、都市農業の一層の推進が期待されています。

令和5年4月に施行されました、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律では、基本構想を策定している市町村は、地域における農業のあり方等について、協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画（人農地プラン）を施行日から2年以内に策定することが求められています。

このため県は次の事項について取り組みを強く要望します。

という中で、第1、農家の意向把握と目標地図素案作成について、県内30市町村において人農地プランの作成自治体に取り組んでおり、実質化に伴う対象地区の課題や、農地の集約化に関する方針等が整理されている。

しかしながら、農地の出し手、受け手の意向把握については現状の耕作状況や今後の経営意向、後継者の有無と地域計画の作成に必要と思われる事項について網羅していないため、県は地域計画策定推進協議会を通じ、協議の場を、協議の場の設置に係る調整や、出し手受け手の意向把握、兼業農家の取り扱い、協議の実施や、地域計画案の取りまとめ作成等について、情報提供や、積極的に関与をするとともに、国庫補助事業の活用を推進し、予算の確保に向けて取り組むこと。

また、目標値図の素案作成については、地域ごとに求める内容が違うから、農業委員会サポートシステム等の活用による素案の作成のほか、現況地番図による簡易な手法選択等、各地域段階における取り組みへのきめの細かいサポート等に取り組むこと。次のページお願いします。

2、農地の集積集約化の取り組み強化における農地中間管理機構の活用について地域計画は、将来の農地利用の姿に加え、作物の振興、多様な経営体の育成確保等、目指すべき地域農業の総合的な計画であることから、将来、方針の実現に向け、都市農業に対応できる農地の集積、集約化を図る必要がある。

このため地域の出し手すべての情報を収集したり、目標地図の素案を作成する農業委員会を核に地域農業のあり方を総括する市町村地域の作付方針を決定するJA基盤整備を計画する土地改良団体とあわせ、地域材害を受けて、工法の売り出し掘り起こしや、農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的な申し入れを行う農地中間管理機構の活用が不可欠であることから、県は農用地利用集積促進計画の事務負担軽減に向けた取り組みに積極的に関わるとともに、財政的人的措置に対し十分な予算確保に向けて取り組むこと。

3、新規就農対策の推進について。

農業経営基盤強化促進法に突きつけられた農業を担うものは、認定農業者や認定新規農業就農者基本構想水準到達者等であるが、県内において地域計画に位置付けられる、農業を担うものは、これら以外にも、中小家族経営や現状農家、定年後就労や、マルチワークの一環として農業を選択するものなども含めた多様な形態を位置づける必要がある。

このため令和4年度より県に設置された農業経営就農支援センターを通じ、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行うな

ど、新規就農に向けた調整や、就農資金の活用促進を積極的に取り組むこととなっております。

第2号議案といたしまして、農地の適正利用の確立に関する要望、農業者の減少、高齢化が加速する中で、農業認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規に参入するものを地域内外から取り組み、こうした参入者の農地利用を促進するという観点から、農地法三条の許可基準、下限面積要件が廃止され、農地法関係事務に係る処理基準が制定されました。

この中で従来からの全部効率要件や農作業従事要件に加えて、地域調和要件、すなわち地域計画の達成に支障がないことを確認するためのガイドラインが示されましたが、一定の目安しか示されておらず、同時取得申請の窓口である市町村農業委員会では混乱をきわめてます。

一方農業経営評価、失礼、農業経営基盤強化促進法の基本要綱には、地域計画の区域内の農地について、地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に限り、農用地から地域からの除外や農地転用許可を行うことができるとされていますが、地域計画策定後に、区域内の農地を転用する場合は、事前に地域計画を変更する必要があります。

こうした手続きは、行政側によって従来の農地転用許可手続きと比べて拡大の業務量が増加することになりますし、地域計画に参加する農業者側にとっては、将来の転用手続きが従来より円滑になるばかりか、相当の時間を要するとの考えから、地域計画への参加意欲が大幅に減退することが、に繋がりがかねません。

このため県は次の事項を早急に実現するよう強く要望します。

1、農地法三条許可の適正化について。

今後より多様な個人、団体が農地を利用することが予想想定されますが、県内ではこれまでも、将来の大規模な農地転用を見込んで複数の第三者に農地を取得させたり、農地取得後、満足に耕作せずに、農地転用を行うことで手数料や転用益を得ている事例が判明していることが、県は婦人会、農中三条事務関わる処理基準について、現場に即した詳細の内容に改めるとともに、農地を取得したにもかかわらず、適正利用してないもの、またそうした行為を意図的に計画したもの、その他法令に違反したもの等の、属性についても、許可要件とするよう強く働きかけること。

あわせて、許可基準の適用にあたって判断に迷う事案が多いことから、県は、国に対し照会があった個別事案について、適切かつ迅速に対応し、情報共有を行うよう働きかけること。

2、地域計画エリア内の農地転用について、神奈川県内において、現在各市町村において農地プランの作成、実質から見透かさへ地域計画策定の移行準備が進んでいるが、ほとんどの区域では、農業振興地域内の農用地以外の農地が含まれており、将来的に農地転用される可能性がある地域計画策定後に農地を転用する場合は、事前に地域計画を変更する必要があることから、県は市町村に対し、策定時の区域設定や計画変更時の手続きの明確化、地域計画に参加す

	る農業者への周知、協力依頼、地域計画の見直し時期、頻度等について、投資運用事務に混乱が生じることがないように十分指導を行うこと。 第3号議案になります。農業委員会の活動推進強化に関する申し合わせ 我々農業委員会組織はこれまで、そっちと基礎人対策を通じて、農地利用の最適化の推進に努めてきました。 本年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律では、農業委員会は、農業者の意向等の情報を勘案して、農地中間管理機構、JA土地改良区等の関係者の協力を得て農業担う者毎に利用する農用地等を定めて、地図に表示した目標値の素案を作成し、市町村に提出することになっており、地域農業の発展農業委員会組織が果たす役割はますます重要なものになっております。 そのため農業委員会及び農業委員の就業されていた推進員が緊密関係連携のもと、農業委員会組織課せられた役割を果たすべく、以下の取り組みについて申し合わせを行うものとします。 1、農業委員会活動、業務の着実な推進について、(1)農地法や農業経営基盤強化促進法初めとする農地制度について、農業委員会ネットワーク機構及び関係機関と連携し、制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、農地の確保と、有効利用を努めに(2)農地利用意向調査をもとに、農業委員の地位を最適化推進委員によるメンバー活動を徹底することで、積極的に農地所有者の意向を把握するなど、地域の利用調整の取り組みを強化し、その農地の最適化を進めるとともに、目標地図の素案を作成する(3)市町村が取り組む地域計画の策定に向け、農業委員農地利用最適化推進委員は、計画策定協議の場を見積極的に参加するとともに、現場の課題を幅広くくみ上げ、農業委員会法第38条の意見提出による政策提案を行う。 2、農業委員会の事務局体制の強化について、多様かつ、農業委員会の役割を見ずに、実施するため、必要な人員や予算の確保等事務局体制の強化に向けた働きかけを市町村長及び市町村議会業務部長等で積極的に行うとともに、農地利用最適化交付金、農業委員会交付金等の活用により、農業委員会サポートシステムの運営をはじめ、必要な取り組みの強化を図る、このような三つの議案に対しまして、これを提出しようとするものでございます。 またそれに対しまして皆様の意見がありましたら、聴取の方させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 以上です。
議長	はい。 今農業委員会活動大会でをする、1号から3号までの議案について説明があつて、それについて意見がある人は、事前に通告をしてください。 事前通告しない質問は当日受け付けませんよということですので、今日ですね、皆さん、ちょっと今、説明をさせていただき、意見があれば、ここで検討して、必要があれば、その大会へ事前通告をして、回答という段取りになります。 時間がないので、今日ですね、申し訳ないですが、ここで意見等あ

	れば出していただかないとちょっと事前通告が今月いっぱいですので、間に合わなくなっちゃうんで、ご意見等あれば、ここでお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。 今現在、この湯河原町では人農地プランの実質化はできて、今度はその地域計画にステップアップすると、地域計画は町が作る令和7年3月までですね、策定をしなくちゃいけない。 その前段として、農業委員会はその目標地図、町の農用地ですけども、基本農用地ですけど、農用地の将来的な担い手誰がやるんだというのをある程度明らかにするような地図を作るということですかね。 そういった素案を作るものです。 というような段取りになってるんで、なかなか地図を作るといっても、いろんな情報が不足していたり、やり方がわかんないとか或いは予算的な問題等もあり、もっと県では、その辺の面倒見てくださいというのが、この議案第1号の一番のところだと思います。 議案第2号の8番は、農地法三条の適正化ということで、さっきも少し議論しておりましたが、あるけどもちょっと詳細にしてくださいということとそこを、農地を取得しようとする人の属性についても、悪用されないように、人がどういう人なのかっていうのを、要件としてないということ、働きかけてください。のようなこと等がございます。地域計画を作るのは農用地だと思いますが実際には人農地プランは農用地以外のところ、もっと広く、その計画で網をかけられていて、いるわけですが、この地域計画を作ると、本当に農用地だけなのかその周辺部を見るのか。地域計画に設定されちゃうと、それを転用したりとか、やるとそのいろいろ手続きで非常に大変なんで、大変だからって言って計画づくりを、懸念したり、敬遠したり、ゆうことも考えられるし、事務的にも大変ということでしょうし、事務混乱しないように、十分指導していただいてというのが、第2号議案だと思います。はっきり言うとそういうものですが。いかがですか。 今後、令和7年3月までその前に何ヶ月かわかりませんが、農業委員会としての目標地図をつくらないといけないので、作業は多分、令和6年ぐらいなんですかね、協議会として、の前半ぐらいなのか。
事務局長	そういう地図につきましては、今現在作成作業始めてるところです。案ができると思います。近近。
議長	それを作って、また地元の説明したりする必要があるのかもしれませんがね。 こうしましょうよっていうのは、また出てくればいいし。 完成版でなくても国はいいって言ってますけど、その計画でまとめるんじゃないくて、1人のうち皆組み合わせばいいんですよ。 の人はいるけど、皆さんそう簡単にね、いろんな手続きを大変だからというふうな感じ皆さん悩むと思います。 何かありますか。 これは農業委員会として湯河原町の農業委員会として質問する話じ

	やないので、農業委員さんが、その大会出ていただいて、個人業績とかその委員として質問なり意見のいいわけですよ、全然ここで皆合議して、これをして決めてましようということで、個々にして決定する必要ないと思うんですけども。 ただ、事前通告は必要なんで、或いは皆さん、こういう質問してみたいけどどうですかってさんがやられたらここでよかったよね。 やっぱり質問ちょっと違うんじゃないですかっていうことがあれば、少し検討したし、変な質問してはちょっと格好悪いんで、と思うんですが。 いかがですかね。 ちょっとピンとこないかもしれませんね。 これずっと考えても多分出ないと思うので、事務局としては30日までに回答いただければ31日まででいいのかな農業委員会の方に、私はこういう質問したいというところでですね
事務局長	できればその前の日ぐらいまでにちょっとそのような話がございましたら、いただいても結構ですが、今回の議案に関しましては結構で、会長さんと一緒に出てもらってまして、かなりこういう形にしようという形になってるものでございますので、よろしいんじゃないかとは、事務局では思っております。 以上です。
議長	もし質問意見ある方は、30日の月曜日ですかね。 の方に役場まで、どんな形で様式があるわけじゃないので何か書いてもらって、こういう質問をしたいということを書いていただいて、町の方に提出をしていただきたいと思います。 よろしいですか。 これはいいですね。 あと当日は十時に役場に集合ですね。
事務局長	会長と私につきましては事前にちょっといかなくちやいけないので、二人で行きたいと考えております。さっき言ったように、準備等やるようになります。
事務局	十時集合出発で考えております。 よろしくお願いします。
1 番	資料は、これは向こうで貰えるのかな。当日の資料。
事務局長	だと思います。
事務局長	ただその前に日程とかちょっと書いてある、運営に関しましてちょっと見てもらったほうがわかりやすいかなと思っておりますので、事前に配らせていただきました。
議長	で、一応4時、13時にスタートして16時に閉会という予定になってるそうです。 質問がたくさん出れば伸びるかもしれないし、そうでなければもっと早い時間もあるんじゃないかと。いうような、見込みだそうです。なんかもうみんなのそういう予定聞いた方が良いのでは、私行きませんよとか、来ますよとか。 皆さん出席でよろしいですか。特に欠席の方は。

6 番	ちょっといろいろ用事があるもんで。操法が始まっちゃってちょっと動きづらいですよ。
議長	今日いらっしゃる中でお2人欠席ということですので。
事務局	今いらっしゃる委員の方で、ご都合が悪い方は、3番委員と6番委員でよろしいですか。
第1地区	何のこと。言っている意味がわからない。
議長	10日の大会に出るかですね、10日の大会になりますかってことで、そうそうそう。
3 番	11月10日
事務局	最終でお聞きしますけど。
議長	あのね、こういう大会久しぶりなんで、コロナで開催できてなかったんで、最近委員になった方は特にわからない。 最新のかもしれないんですがこの今日配りしている、さっき説明したその次ぐらいに日程が出てるんで、どんなことやるのかってことも大体わかるかと思うんですが、このこういった表みたいになってるやつですね。 進めていただいたのがあって、ちょっと僕、表彰というのがあって、名前とその農業委員やっていた方、二つあってまた、当事業債として1に、二つあった方の表彰。 職員はそういう職員という農業会議の職員ですね、そういった人たちの表彰、そのうちのところにどんな人が表彰されるのかが書いてありますけども、そういった表彰式があって、そのあと、来賓祝辞ということで、うち、県議会議長。国会議員はちょっと調整中で農業団体が農協中央会の会長が来賓される。 情勢報告ということで、全国農業会議所の堀江部長さんって方が全国PR助成をお話をされると、それからさっき説明された、1号議案から3号議案までの説明をされ、その決議されたものの実行計画、決議されたものを今後どういうふうに展開をしていくかってのは11番の実行運動計画というのは説明をされると。で、農業委員会女性協議会となってそのアピールをされる“がんばろう三唱”して散会。そんな形で毎年やってるんですがコロナがあったので久しぶりに開催ということになって、海老名市の文化会館で今年行われるというようなことでございます。 そういった内容です。 終わって戻ってきたら反省会しましょう。
事務局	会長。今お伝えするところでしたが、推進大会が終了後なんですけれども前回、久々の懇親会というお話があったと思いますけれども、その時には、先ほどのご欠席の方は、いかがされますか。
3 番	別に夜はいいよ。

議長	逆に夜ちょっとどうしてもね、昼間行けても夜ダメな人も居るかもいろいろパターンがあるかと思います。
9 番	何時ごろからになります。
議長	5 時ちょっとすぎになると思います。
9 番	欠席で
3 番	9 番委員が来ないと残念だな。
議長	6 番委員はいかがですか。
6 番	消防団の関係でちょっと無理ですね。申し訳ないですけど。
事務局	他の方は朝から夜までよろしくお願いします。
議長	いいですかこれは。次のその他の (2) に行っちゃっていいですかね。
事務局長	先に戻りましょうか。議案の方に。
議長	議案の方に戻りたいと思います。事務局説明お願いします。
事務局	今お手元にご配付させていただきました。 表題湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱でございます。 一番頭の 1 ページ目のところ、先ほどからお話が出てます。 真ん中、第 3 条、湯河原町農業委員会等が書いてあります。 中ほど (1) から (7) が各項の説明でございます。 4 枚めくりますと、様式第 3 号、括弧第 5 条関係、新規農業者認定推薦書等が、記載されております。 以上です。
議長	もう 1 回その認定基準とかちよっともうちよっとならってその関係の様式 3 号で必要な書類がこれなもんですよっていう。説明をしてください。
事務局	説明させていただきます。 先ほど第三条湯河原町農業委員会以下、農業委員会というのは、農業経営に必要な農機具、農業用施設等を有している、または賃借等により、用意することが確実であるもので、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たし、研修先及び就農希望地域の農業委員の推薦を受けたものに限り、新規農業者として認定するものとする。 ただし、第 5 号及び第 6 号に規定するものは、研修先及び就農希望地域の農業委員の推薦を第 7 号に規定するものは、研修先の推薦を付与する 1 号認定農業者、第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けたものを、のものと、1 年以上の研修、過去年間 150 日以上農業経験及び以下、農業研修を受けたものを指します。 2 号農業経営士。農業経営士の元で農業研修を受けたもの 3 号、経営耕地面積が 30 アール以上もしくは農産物販売金額が年

	間 50 万円以上で、年間 150 日以上農業に従事している農家のもとで、農業研修を受けた者。 4 号農地所有適格法人において農業研修を受けたもの。 5 号神奈川県立かながわ農業アカデミーの生産技術課または技術専修科過程を修了したもの。 6 号神奈川農業サポーター。 7 号第 1 号から第 6 号までの者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。 先ほどお話が出ております。 中ほどの 3 号耕地面積が 30 アール以上、もしくは農産物販売金額が年間 50 万円以上年間 150 日以上自営農業に従事してる農家の元で農業研修を受けた者。 こちらは事務局の方でお話しております。 先ほどの資料の 13 ページの申請の場である取り組みとして申請者からいただいてます証明書を添付しているところでございます。 この 3 号にもしそぐわない内容でありましたら 7 号という形も考えられるということで説明させていただきます。 3 条の要件の中で新規農業者資格認定要綱の説明でございます。 以上です。
議長	第 5 条の説明は。
事務局	新規農業者資格の認定を受けようとするものは、就農希望地域農業委員と調整を図り、新規農業者資格認定申請書。 (様式第 1 号) に次に掲げる書類等を添えて農業委員会に提出しなければならない。 1 号営農計画書 2 号第 3 条第 1 号から第 4 号に規定するものがあつては、研修先及び就農希望地域の農業委員の新規農業者認定推薦書。 3 号第 3 条第 5 号に規定する者にあつては修了証の写し 4 号第 3 条第 6 号に規定するものであつては、認定書及び農地権利設定時に、締結した協定書の写し 5 号第 3 条第 7 号に規定する者にあつては、農業に関する実績を証明できる書面及び就農希望地域の農業委員からの推薦書 6 号農用地利用集積計画作成申出書 7 号受け入れ地域における取り組み等を遵守する旨の念書 8 号自動車運転免許証の写し等の現住所が確認できるもの。 9 号その他農業委員会が必要と認める書類となっております。 3 号で申請しております諸所の添付書類が、違うとのことでございますが、会長がおっしゃられる内容と合致するものは、皆さんで審議のほどよろしく願います。3 条で出されております申請書につき、三条申請で、申請人から出されております添付資料一式につきまして、先ほど会長からお話をいただいております内容と合致するか否かにつきましては、皆さんの中で、ご審議の方でいただきたいと思ひます。
議長	合致するかどうか、これ申請書が上がってきてないよね。様式第 1 号、第 2 号、内容的に含まれてるのは、今日の資料にあるかもしれ

	ないけど1号2号、3号、付いてないでしょ。
3 番	要はこの山本明日香さんの人が新規就農者になろうとするわけですよ、じゃ全然書類が足りない。そういうことでしょうか。 でもこれじゃ受けられない。新規就農者こんだけ謳ってるんだから、決まってるでしょ。3条申請の書類しかない。
議長	これがあるんだからこのルールを適用するには、それに並ぶ書類をつけてもらないと審査はできないですよって言ってください。この人はね、意欲があって、周りの人も認めてる人だから、認めてあげたいと思うんだけど、書類が整ってないから、委員会として、何をやってこれ決めたのっていうふうに言えないじゃないですか。その書類をぜひ持ってきてくださいって。
3 番	さっき最初のころはただ単に3条申請だからなんでってことになったんだけど、やっとわかりましたけども、新規就農をしようとしてるってことね。 じゃ全然書類が足りないね。
議長	だからこの3条の3号で駄目だったら駄目かどうかわかんないんですよって書いてないから。でも叔母さんと何とかね、この30アール以上、もしくは年間販売金額50万円以上150日以上働いてるかどうかなを書きような用紙になっててそれが、それが該当すればねまだね、この申請の書類として足りるわけですけども、その要件も満たしてるのかわかんないし、その基準作って、どう決めたらそれがあるかどうか。 その書類を出してくださいって言うてるだけの話なんで。それがなくて認めなさいって言うてもそれは無理ですよ。 基準作ってるだから要綱。 ということで、3条出す前に新規就農の書類が出てないってことですよね。
9 番	9番です。理解できました。
議長	他に何かご意見ありますか。 では次回の農業委員会までにできればこの日程を置いて書いてある書類を整えていただいて、出してもらおう。 ということで今日はこれは継続審議ということでよろしいですか。事務局としてはよろしいですか。
事務局長	それを決いただければ助かります。
議長	それではこの先ほど配られました、新規農業者の資格認定要綱に定められた様式等、次回の農業委員会までに用意してもらおうと。そこで判断するというので、今日はいいとか悪いとかの判断をするということでなく今回は継続をして、それまでに事務局の方で、この各様式に伴う書類等用意をしていただきたいと思います。 もう1点ですがこの後の三条については、神奈川県内でこれまで、3年3作。 はその取得をしたら、3年間3作は作ってください。 というようなルールがあったんですけど。

	つまり3年間農業をやってもうそうしないと、仮にその土地が1年転用したいってもそれは認められんですよ。 という形をとってきたんですがそれは、国の方から強くそれは不適切だということで、それは、昨年末とか廃止されたんです。 今日の申請書類もそれは付いているのですが、ちょっと決めるあたって、市町村にアンケートとったりやったらしいんで事前に、そういった経過があるので、そういったものが不必要なものは取らない。 でも、仮にあのね転用なんかできたらそれは厳しいです。 3年3作という縛りがなくなったということらしいです。 ので不要な書類は取らないということにさせていただきたいと思います。 これなぜ強く言えないかっていうと、この事務って三条の評価っていうのは、国の本来の事務なんです。 国やでもほとんどいちいち各市町村ができないんで、市町村に法定受託事務って法律で、これは市町村の事務ですって本来国の事務なんですけど市町村に委託して事務をやりますってということで、やっているんですね。 ですから、あんまり市町村でこう、或いは県で、うちの独自のルールでこうやったらできない。だから今まで県が設定3年3作やってきたんだけど、そういった意味もあって強く駄目だって言われたんで、まあしょうがないなということだと思うんですが、そういう経過があって、そういうものが取れなくなってきた。 という背景もあります。それをちょっと承知をしておいていただきたいと思います。 必要があれば、その資格の認定要綱もその農地の取得下限面積が緩和されたり、いろんな面で今の時代に合ったものができた、決まってそう時間も経ってないんですが、質問あれば、こういった点は見直していかないと、いけない部分もあるかと思うんで、ぜひ町の方でも、こういった法律改正に合わせて、そういったところですね、見ていただきたいと思います。ちなみに、他の市町村で、改正されることに伴って、ちょっと名前はいろいろあるかと思うんですがそういった用地の取得、下限面積撤廃などわかりやすいいっぱいもらって、こういった3条なんかの申請の要望から変わったみたいですね。それを今、何か県の農業会議が各農業委員会に、そういった調査をかけていて、決めたものは1ヶ所に集計されてそれまで配れるような形になってるんで、そういった情報が入ってきたらば、それを検討していただいて、うちの町にね、ふさわしいようなグループづくりを検討していただきたいと思います。 ぜひその議論もまた農業委員会の方に、お話をいただきたいと思います。 やっぱり採決しちゃう。 先ほどの日程第2の議案第49号所有権移転については、継続審議ということで、賛成をされる方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議長	では全員賛成で継続審議したいと思います。 ではその他の（２）の、ゆがわら眺望ガーデンについて。 説明をお願いします。
事務局	（２）湯河原眺望ガーデンについてでございます。 いろいろ草寄・耕うんの方、ありがとうございました。 やっと明日種まきを迎えるところになりまして、天気の方もよさそうだと思いますので、実施の方で考えております。 集合時間は現地９時ということでお願いします。 この後、先だって予定調整聞いておるんですけど、まだそこ都合ご不便があると思われまして、またそのあとですね、参加できないので、確認をさせていただきます。 はい。 あとは菜の花会会長とも調整させていただきまして、大体今回が約60人ちょっと、生徒につきましては、前回もちょっとお話した通り、吉浜小学校３年生でありましたけど、４年生がやると、昨年と同じ児童の方がおられるということで、吉浜小学校と調整出来ております。菜の花会の方につきましても12名の方が、何とか調整ができるということで承っております。 また班編成の方につきましては当日菜の花会の会長とですね。決めたいと考えております。 昨年と同様ですね、耕うん等かけました下の道の大きい小屋のところ集合という形をさせていただきます。 細かいのはまた明日お伝えさせていただきます。 以上でございます。
議長	眺望ガーデン、明日９時ということでよろしいですか。明日ちょっと出られない人は、手を挙げていただいて。
３番	悪いけど30分遅れるから承知して。
事務局	わかりました。 生徒の方もですね授業のカリキュラムの関係で、10時半改め45分ごろではないかと、教務主任の方も言ってますので、おけがないようにお越しく下さいと伝えております。 1番委員は大丈夫ですか。
1番	明日は駄目です。
議長	出れる方は手を挙げていただけますか。 明日は種を蒔くだけなので特別なものを持ってきたりすることはないですね。
事務局長	大丈夫です。 あそこにいないんで、最後のちょっと上に掛ける程度のレーキとかは用意しますので、
議長	あとの終わるのは何か11時ぐらいか、これぐらいかかる。子供たちと一緒にね、種まきをするので。 多分小学生が全部蒔けるわけじゃなくて、それを農業の人が残って

事務局長	過去2年ですと子供たちが集まる前に、上の方と、あと、うちが集まるミラーのところは皆さんと蒔いちゃってます。
議長	そういうことでよろしくお願いします。 これがいいですか。 じゃあ次、次回の総会の事です。
事務局	11月総会なんですけれどもちょっと土日が挟まる関係で、翌日の27日月曜日、総会のほう開催させていただきますので、それは追って通知の方は、させていただきます。 以上です。
議長	では27日、11月27日ということで。 とりあえず今日を検討する議題はすべて終了しました。 皆様から何か。事務局からは。 ではこれをもちまして、第18回の総会を終了させていただきます。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	8番 常盤 幸宏
	9番 木村 優